

<別紙1>

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称：介護支援ステーション アイネットやまと	種別：居宅介護支援
代表者氏名：管理者 井上 真一	定員（利用人数）： 52名
所在地：〒242-0022 神奈川県大和市柳橋2-1-14	
TEL：046-279-3561	ホームページ：http://www.tomoni.or.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 1982年12月22日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 県央福祉会	
職員数	常勤職員： 2名 非常勤職員 4名
専門職員	介護福祉士 2名 社会福祉士 2名
	介護支援専門員 1名
施設・設備の概要	事務室 相談室
	トイレ 洗面所

③理念・基本方針

・運営法人である県央福祉会は理念として

1.ソーシャルインクルージョン（共生社会）を目指します。

2.先駆的で開拓的な事業を展開します。

この2点を中心に据え、その達成のため人権尊重とサービスの向上・インフォームド
コンセント及びエンパワーメントを大切にした利用者主体の支援・地域との共生・ニ
ーズの多様化複雑化への対応・コンプライアンスの徹底・説明責任の徹底・人材確
保・育成・ガバナンスの強化・財政基盤の安定化・国際化・積極的な社会貢献活動へ
の取り組み等、11項目の基本方針をあげています。

・施設では法人の理念を踏まえたうえ、以下の方針を掲げています。

①主体性の尊重、一人ひとりの利用者の生活や生き方を尊重し、本人の意思が表現で
きるように支援し、その人らしい生活を実現することを目指します。

②自立支援を掲げ、自らの意思に基づき、自立した質の高い生活を送ることを目標
に、生活維持能力を高めるため本人の出来る部分に着目して支援します。支援が必要
となっても生き甲斐が持てる暮らしを目指せるように支援します。

③地域との共生社会の一員として当たり前の実現するために、積極的に他団体
との連携・協働を図り、地域の福祉課題に取り組みます。

④施設・事業所の特徴的な取組

小田急線「桜ヶ丘」駅から徒歩15分ほどのところにある社会福祉法人県央福祉会の運営する居宅介護支援、訪問介護（障がい者総合支援法）のサービスを提供している事業所です。法人の運営する障がい者施設などを併設した建物の中にあり、相談、ヘルパーの派遣を主に行っているため事務所のみの施設です。ヘルパーの派遣範囲も福田北地区から下和田、いちょう団地周辺と広範囲に渡っています。事業所所在である福田北地区の取り組み「福田きたカフェ」（認知症カフェ）の活動を継続しており、地域の方々や地域包括支援センター・他事業所との関係を重視しています。介護保険制度の地域支援事業に位置づく福田北地区の「ねっとわーく福田北協議体」へも事業所として関わり、地域ケアシステムの構築に力を入れています。障がい・高齢者に対する相談、ヘルパー派遣一体で運営しているため、境界が明確でないケースや家族サポート等が総合的に必要なケース等に強みがあります。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年5月16日（契約日） ～ 令和4年11月29日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（2019年度）

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1) 利用者の気持ちを大切に、寄り添った支援をしています

利用者一人ひとりを尊重し、個々に応じた支援を行っています。利用者の意向や満足度を把握して利用者の気持ちを大切に、寄り添った支援を行っていることが、支援経過記録や利用者アンケート調査結果、また毎月のモニタリングからも読み取れます。利用者や利用者家族の困りごとなどで事業所だけの解決が困難なケースは、地域包括支援センターや自治体等に相談し、多職種が連携することで解決し、より良いサービスに繋げています。

2) 地域の関係機関と連携しながら地域活動に取り組んでいます

事業所の所在地である福田北地区の医療・介護・福祉の事業所などで構成された認知症カフェ「福きたカフェ」にサポーターとして参加し、認知症の方や障者のある方たちと共に住みよい街づくりの一役を担っています。また、地域支援事業「ねっとわーく福田北協議体」に参加し、地区社協・民生委員・自治会・郵便局・病院など地域でサービスを提供している多様な機関と情報共有しながら、困りごとの相談や地域ケアシステムの構築に取り組んでいます。

3) 複数のサービスを提供し、高齢・障害両方の相談が可能です

居宅介護支援と訪問介護（障がい者総合支援法）の事業を一体として運営しているため、高齢者と障害者の両方の相談に応じることが出来ます。訪問介護事業所では、行動援護、同行援護、重度訪問介護などを提供しているため、他事業所では受けられないような重度で支援困難なケースの依頼にも可能な限り応じています。同敷地内にある法人の障害事業所との横のつながりや培われた支援技術があり、利用者や行政からの信頼も厚く、地域での重要な役割を担っています。

4) 人材の確保により経営の安定継続が期待されます

昨年度はヘルパー不足のため、訪問介護事業所からの依頼を一部断わらなければならない状況でした。今年度からは、訪問介護事業では高齢者部門を廃止し、障害（障害者総合支援法）部門のみに事業をスリム化して対応しています。今後はヘルパーなど人員を充足させ、居宅介護事業所と連携することが求められます。利用者からの依頼を受け入れられる体制を作り、安定した経営による継続支援が期待されます。

5) 目標管理などで職員一人ひとりの育成が期待されます

「期待する人材像」を明確にし、「職員倫理行動綱領」・「職員倫理行動マニュアル」が整備され、職員研修などで教育する体制が整っています。管理者は職員と個別面談を行い意向などの確認を行っていますが、個別の目標などを把握するまでには至っていません。今後は職員一人ひとりの目標を設定し、達成度が確認できる人事評価制度の整備が望まれます。非常勤職員も含めて、達成度が確認できる目標管理が期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

前回受審から3年の月日を得て、改めて前回のことを振り返りながら、職員と意見を出し合い、業務の取り組みを見直すいい機会になりました。また、取り組むべき課題も明確になり改善に向けて努力していきたいと思えます。

強みと評価して頂いた地域の医療・介護・福祉の事業所や地区社協、民生委員、郵便局などの多様な機関と質の良い関係性の構築ができていること、障がい・高齢者に対する両方の相談ができることは、さらに磨きを掛けながら継続していくよう努めていきます。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり